

飲食店の皆さまへ

「福岡コロナ警報」発動による時短要請について!!

☆福岡県における「福岡コロナ警報」発動に伴う協力要請について

令和4年1月20日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「福岡コロナ警報」が発動されることが決定したのでお知らせします。

詳しくは
こちら



◆措置を講ずる区域と期間

区域：福岡県内全域

期間：令和4年1月24日（月）0時から2月20日（日）24時まで

◆飲食店の皆さまへの要請（営業時間短縮の要請）

<対象> 飲食店（特措法施行令第11条第14号）

- ・宅配、テイクアウトサービスを除く。
- ・設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)を含む。
- ・遊興施設（特措法施行令第11条第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けているものを含む。
- ・ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合を除く。

	認証店		認証なし
	①	②	③
営業時間	5時～21時	5時～20時	5時～20時
酒の提供	あり (11時～20時30分)	なし	なし
協力金	2万5000円～	3万円～	3万円～

詳しくは
こちら



※上記図① …もともとの営業時間が5時から21時までの間である施設(店舗は)対象外
 上記図②③…もともとの営業時間が5時から20時までの間である施設(店舗は)対象外

◆協力金について

- 第14期 令和4年1月24日（月）0時～2月20日（日）24時まで、営業時間短縮等に協力した飲食店等に対し**協力金が支給**されます。
- 給付額 上記図①の場合
 - ・中小企業：売上高に応じて**1日2.5万円～7.5万円**
 - ・大企業（中小企業も選択可）：売上高減少額に応じて**1日最大20万円**
 上記図②③の場合
 - ・中小企業：売上高に応じて**1日3万円～10万円**
 - ・大企業（中小企業も選択可）：売上高減少額に応じて**1日最大20万円**

※感染防止認証店は、**選択した要請内容を要請期間の途中で変更できません。**

- 申請受付期間 2月21日～3月20日（電子申請及び郵送申請）
- 協力金の先渡 協力金の受給実績がある飲食店等に【第14期】協力金の一部を先渡給付。
 先渡給付額 ※差額は本申請時に追加給付
 上記①の場合 **47万5千円（2.5万円×19日）**
 上記②③の場合 **57万円（3万円×19日）**
- 先渡給付申請受付期間 **1月24日～2月11日**（電子申請及び郵送申請）
 ※申請方法等については、別途発表

上記の内容は一部抜粋して掲載しておりますので、詳細は上記QRコードからご確認下さい。